平成２４年（フ）第７８４号
神戸市兵庫区湊町４丁目１番８号　サンハイツみなと502、従前の住所神戸市中央区下山手通６丁目２番10―402号
債務者　橋本知代子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７６号
神戸市灘区大石東町６丁目３番25―212号
債務者　多賀　梨絵
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７７号
神戸市兵庫区御崎町２丁目20番22―252号
債務者　藤　クリ子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６号
長崎県雲仙市小浜町北野985番地１
債務者　田中　孝廣
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
鹿児島県曽於市末吉町岩崎5514番地４
債務者　井之上輝雄
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
鹿児島県鹿屋市西原３丁目６番市11―401号、前住所鹿児島県鹿屋市田崎町2248番地20
債務者　榊　　美鈴（旧姓南谷・梅谷）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番35―406号
債務者　澁谷　雄二
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２１９号
神奈川県横須賀市富士見町１丁目29番地
債務者　野原　翔太
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３１４号
和歌山県岩出市金池76番地　サンライズマンション岩出Ⅶ404号
債務者　杉本　妙子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１８号
和歌山県岩出市金池76番地　サンライズマンション岩出Ⅶ404号
債務者　尾花　和彦
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３１号
和歌山県橋本市高野口町名古曽367番地の14
債務者　川原　博子（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１００４号
東京都青梅市長淵１丁目932番地の５ローヤルパレス青梅ヒルズ405
債務者　有村　　充
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６９７号
岡山市北区国体町４番30―2411号、旧住所岡山市北区津島京町３丁目６番36号　ビ・ウエル津島京町602号室
債務者　小寺　忠裕
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４６号
岡山県倉敷市児島塩生1837番地８
債務者　栩野　達也
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２１号
岡山県玉野市玉原２丁目17番５―501号
債務者　平松　宏之
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３５号
岡山市北区厚生町２丁目１番８―202号
債務者　松永　大助
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４３号
岡山市中区桜橋１丁目３番30号　内田コーポ１棟205号
債務者　長谷川詩歩（旧姓赤木）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部